

【2011 年 10 月 7 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 56 号 ■

ニーズに合った人材を確保するために
「ジョブ・カード普及サポーター企業」になりませんか

厚生労働省では、ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用していただける「ジョブ・カード普及サポーター企業」を募集しています。

登録していただくと、希望により企業名などを厚生労働省のホームページで紹介しますので、能力本位での人材採用に積極的な企業であることがPRできます。

ニーズに合った人材を見つけるために、ジョブ・カード普及サポーター企業へご登録ください。登録は無料です。

【ジョブ・カードの特徴】

- 求職者はジョブ・カードの作成過程できめ細かなキャリア・コンサルティングを受け、自分の強み、仕事の目標・希望を明確にしているため、企業側は求職者の仕事に対する意欲が分かります。
- 求職者自身の仕事やキャリアアップに取り組む姿勢や登録キャリア・コンサルタントのコメントなどが分かりやすく書かれています。
- 求職者がジョブ・カード制度の職業訓練で企業実習を受けた場合、技能・技術などが評価シートで細かく評価されるため、自社が求める職業能力をもっているか判断する際の参考になります。

詳しくは、ジョブ・カードセンターまたはジョブ・カードサポートセンターが設置されている商工会議所（下記参照）にお尋ねください。また、同センターでは、ジョブ・カードを活用した職業訓練（企業が訓練生を雇って行う実践的な職業訓練）の支援も行っています。

【ジョブ・カードセンター一覧】

<http://www.jc-center.jp/link/index.html>

【ジョブ・カード制度】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/jobcard_system.html

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-